

(別紙)

釜石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

釜石市特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年釜石市条例第13号)の一部を次のとおり改正する。

別表の中、市長、助役、収入役の給料及び議長、副議長、議員の報酬を次のように改める。

(別表)

名称	給料月額(円)	報酬年額(円)	同月額(円)
市長	130,000		
助役	90,000		
収入役	75,000		
議長			40,000
副議長			35,000
議員			32,000

釜石市特別職の職員の給与に関する条例の改正請求に対する意見

昭和39年3月定例会に提案し、昭和39年3月31日議決を得た特別職の給与の改正については、昭和35年10月に改正して以来4年の間、財政上の関係から引上げをおこなわなかった。

この間、経済情勢の変化、他都市の改正状況等を勘案した結果、妥当な改正額であるとの見解に基いて3月定例市議会に提案したものである。

従って、今回小野寺孟夫氏外8名の代表者から請求のあった上記、条例改正についてはその必要を認めない。

昭和39年7月21日

釜石市長 鈴木 東 民